

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を指定したので、同法第15条の17第2項の規定により、下記のとおり告示する。

区域の範囲を表示した図面は省略し、その図面については熊本市環境保全局環境事業部廃棄物指導課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成23年10月13日

熊本市長 幸山政史

記

指定区域（廃止済産業廃棄物最終処分場）

指定番号	所在地	埋立地の区分
産-6	熊本市植木町鑑田字町原1537外2筆	ア
産-7	熊本市植木町滴水字投刀塚谷109番地1外、熊本市植木町投刀塚字居屋敷467番地外	ア

【埋立地の区分】

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条第5項（法第9条の3第10項及び第15条の2の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する廃止の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地（改正政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第13条の2第1号）
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号）第2条の規定による改正前の法第9条第3項（同法第9条の3第6項及び第15条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による廃止の届出があった一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地（令第13条の2第2号）
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第95号）第1条の規定による改正前の法第8条第1項又は第15条第1項の規定による届出があった一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地のうち、廃止の届出制度の施行日（平成4年7月4日）より前に廃止されたもの（改正省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の31第1号）
- エ 市町村又は埋立処分を業として行う一般廃棄物処分業者若しくは産業廃棄物処分業者が設置した設置許可又設置届出の対象外の最終処分場（いわゆるミニ処分場及び旧処分場（ただし、自らその事業活動に伴って生じた廃棄物を処分する用に供するものを除くものとし、法の施行前に埋立処分が開始されたものにあたっては、法の施行の際現に埋立処分の用に供されたものに限る。）に係る埋立地のうち、法施行後に廃止されたもの（水面埋立地にあたっては、令第5条第2項又は第7条第14号ハに基づく環境大臣の指定を受けたものに限る。）（規則第12条の31第2号）
- オ 法第19条の4の規定に基づく措置命令又は法第19条の7等の規定に基づく行政代執行等に基づき遮水工封じ込め措置又は原位置覆土の措置が講じられた廃棄物の埋立地（規則第12条の32）